

埼玉県立さきたま史跡の博物館史跡整備工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県立さきたま史跡の博物館（以下「博物館」という。）が発注する史跡整備工事の検査に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査命令権者)

第2条 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県財務規則第18号）第89条第1項の規定により、館長を検査命令権者とする。

(検査の種類)

第3条 史跡整備工事においては、次の検査を行う。

(1) 完成検査

完成した工事について行う検査をいう。

(2) 中間検査

工事の施工中において随時行う検査をいう。

(検査員)

第4条 検査員は以下のとおりとする。

副館長、主席学芸主幹、総務・公園管理担当課長(土木)

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成24年4月1日から施行する。